

平成26年1月から

記帳・帳簿等の保存義務

個人で事業や不動産貸付等を行う  
すべての方に記帳と帳簿書類の保存  
が必要となります!!

▶ 事業所得、不動産所得、山林所得を生ずべき業務を行うすべての方が対象となります。



記帳と帳簿書類  
の保存が必要!

### 記帳する内容

売上げなどの収入、仕入れや経費について、取引年月日や金額等を帳簿に記載します。

### 帳簿書類の保存

帳簿のほか、請求書・領収書などの書類を整理して保存する必要があります。

※ 所得税の申告の必要がない方も対象となります。

記帳・帳簿等の保存制度の詳細や記帳説明会のご案内については、国税庁ホームページ (<http://www.nta.go.jp>) をご覧いただくか、最寄りの税務署までお問い合わせください。